

【名称及び所在地】

第1条 本ジムの名称・所在地は本文末尾に明記します。(以下「本ジム」といいます)

【運営】

第2条 本ジムの運営・管理(メンバーシップ資格の得喪変更、会費・諸費用の收受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は株式会社船橋ロッキーが行います。

【定義】

第3条 本規約において「メンバーシップ会員」とは、月額または年額の会費をクレジットカード決済または口座振替により継続的に支払い、本ジムを利用する個人をいいます。また、メンバーシップ会員を以下「メンバー」といいます。

【目的】

第4条 本ジムは、入会されたメンバーが本ジム内でのクライミングを通して心身の健康の維持・増進を図るとともにメンバー相互の親睦を密にし、豊かな人生を育むことを目的とします。

【メンバーシップ入会資格】

第5条 ①メンバーに入会できる方は、別に定める各メンバー種類の各要件を満たし、本ジムの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。
②暴力団構成員、メンバーの円滑なジムライフに支障を来す可能性がある方、その他本ジムが不適当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

【メンバーの種類】

第6条 本ジムのメンバー種類及び各要件は別に(HP料金ページ)定める通りです。

【入会手続き】

第7条 ①本ジムに入会する方は、当社所定の入会手続きを行い、本ジムの承認を得た上、定める会費・入会諸費用を支払うものとします。
入会手続きは店頭での手続きに限り有効とし、電話、電子メール、ホームページのお問い合わせフォーム、その他の通信手段による入会の申し込みは受け付けません。
ただし、当社が別途定める年額プランに入会する場合に限り、当社指定のホームページ上のオンライン手続きにより入会を行うものとし、店頭での手続きは受け付けません。
また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。
②入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きを行わなければなりません。この場合、保護者は、自らメンバーになった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約に定める危険負担および本ジムの免責につき同意するものとします。

【メンバーシップ入会金】

第8条 メンバーは、本ジムの定める入会金を、所定の方法で本ジムに支払わなければなりません。なお、当該料金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

【資格停止、退会及び除名】

第9条 本ジムは、メンバーが次の各号の一つに該当すると認められた場合、当社の判断により、メンバー資格の一時停止、退会(利用契約の解約)、またはジム会員資格の除名(会員資格の取消し・強制退会)を行うことができます。
一 本ジムの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。(退会または除名となった場合であっても、発生済みの会費・諸費用の支払義務は消滅せず、全額納入していただきます。)
二 本ジムの施設・設備を故意または重大な過失により毀損したとき。
三 本規約その他本ジムが定める規則・指示に違反したとき。
四 本ジムの名誉または信用を毀損し、もしくは秩序・風紀を乱す行為があったとき。
五 入会書類その他の提出書類に虚偽の記載があったことが判明したとき。
六 メンバーとしての品位を損なう行為、または他のメンバーやスタッフに迷惑・危険・不安を与える行為があったとき。
七 伝染病その他、他人に感染または伝播するおそれのある疾病に罹患していると認められたとき。
八 本ジムの合理的な指示・指導に従わないとき。
九 他のメンバー、第三者、施設スタッフまたは本ジムに対し、誹謗中傷、威迫、迷惑行為その他不適切な言動を行ったとき。
十 その他、社会通念上または施設運営上、本ジムの会員としてふさわしくないと本ジムが合理的に判断したとき。

【メンバー資格の喪失】

第10条 メンバーは、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。

【メンバー資格の譲渡禁止】

第11条 メンバーは、そのメンバー資格を他に譲渡すること(相続を含みます)はできません。

【メンバーシップ会員会費等の支払】

第12条 メンバーシップ会員は、本ジムの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本ジムが定めるものとします。会費は、メンバーが本ジムのメンバー資格を有する限り、現実本ジムの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します。指定口座からの振替もしくはクレジットカード決済ができなかった場合、来店時に該当料金を支払わなければ施設を利用することはできません。その際、事務手数料として330円(税込)を別途支払わなければなりません。

【メンバー種類の変更】

第13条 メンバーシップ会員は、当社所定の方法によりプラン変更手続きを行うことで、メンバー種類を変更することができます。
プラン変更手続きは店頭での手続きに限り有効とし、電話、電子メール、ホームページのお問い合わせフォーム、その他の通信手段による変更の申し出は受け付けません。ただし、当社が別途定める年額プラン会員に限り、当社指定のホームページ上のオンライン手続きにより変更を行うものとし、店頭での手続きは受け付けません。プラン変更は、変更を希望する利用月の2ヶ月前の末日までに申請があった場合に限り、当該利用月より適用されるものとなります。
既に支払済みの会費については、プラン変更に伴う差額の返金、日割り精算または追加請求は行いません。

【退会】

第14条 メンバーシップ会員は、各月の末日までに本ジム所定の退会手続きを行うことにより、翌月末日限りで退会することができます。退会手続きは店頭での手続きに限り有効とし、電話、電子メール、ホームページのお問い合わせフォーム、その他の通信手段による退会の申し出は受け付けません。ただし、当社が別途定める年額プラン会員に限り、当社指定のホームページ上のオンライン手続きにより入会、退

会を行うものとし、店頭での手続きは受け付けません。

退会手続きが各月末日を過ぎて行われた場合は、本ジムの事務手続き上、退会日は翌月末日となり、当該日までの会費その他の諸費用の支払義務が発生します。なお、本ジムが退会届を受領しない限り、会費支払義務は継続して発生するものとします。メンバーは退会日までに発生する諸費用を支払う義務を負います。

既に支払済みの会費、諸費用については、理由の如何を問わず、退会に伴う返金、日割り精算その他一切の返還は行いません。

※3ヶ月継続利用で入会金無料の制度をご利用の場合、初回の振替を待たずに退会しても初回の振替は行われます。指定口座からの振替もしくはクレジットカード決済ができなかった場合も支払い義務が発生します。
※退会日より3ヶ月間は再入会することができません。ただしキャンペーン時など当社が特例として認めた場合を除きます。

【休業】

第15条

本ジムは、季節休業のほか、施設・設備の補修、点検、改修工事、大会会場整備、イベント開催、その他運営上または安全管理上の理由により、施設の全部または一部を休業することがあります。休業に関するお知らせは、原則として開始日の2週間前までに、当社ホームページ(営業カレンダー)または各店舗の公式Instagram等、当社が運営する告知媒体にて告知するものとします。ただし、施設の安全管理上、緊急工事や災害、事故その他やむを得ない事由が発生した場合には、事前の告知なく、施設の全部または一部を休業することができるとします。
前各項に基づく休業に伴い、メンバーは会費の返金、減額、補償その他一切の請求を行うことができないものとします。

【施設の廃止・利用制限等】

第16条

①本ジムは、次の事由により本ジムの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。この場合、メンバーに対する補償はいたしません。
一 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本ジムの業務遂行に支障があるとき。
二 施設の改造または補修工事実施のとき。
三 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
四 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
五 その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。
六 ルートセットのとき。

②本ジムは、施設を利用してスクール等を、あらかじめ館内掲示することにより開催することができます。なお、メンバーはこれらのスクールで使用する間の該当エリアは原則として利用できないものとします。この場合、メンバーシップ会員に対する補償はいたしません。
③各種大会及び特別行事を開催する場合、施設の一部または全部の利用が制限されます。その場合は、前項の一般向けスクールの開催の規定を準じます。

【メンバーの利用及び事故】

第17条

①メンバーは、自己の責任と危険負担において、他のメンバーと協調して、本ジムの施設を利用するものとします。
②本ジムは、メンバーが本ジムの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本ジムの責めに帰すべき事由が限り、責任を負いません。メンバー同士の本ジム内外でのトラブルについても同様とします。
③メンバーは、本ジムにおいて、投量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本ジムの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

【損害賠償責任免責】

第18条

①メンバーが本ジムの施設の利用中、メンバー自身が受けた損害に対して、本ジムは、本ジムに故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
②メンバー同士の間が生じた係争やトラブルについても、本ジムは、本ジムに故意または過失がある場合を除き、一切関与せず、責任を負いません。

【変更事項】

第19条

メンバーは、住所、連絡先その他入会申込時の登録事項に変更が生じた場合は、速やかに当社所定の方法により届け出るものとします。前項の届出がなされないことによりメンバーに不利益または損害が生じた場合であっても、本ジムは一切の責任を負わないものとします。

【諸費用の改定】

第20条

本ジムは、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にし改定することができます。この場合、本ジムは改定日の2週間前までに施設内への掲示または当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

【細則】

第21条

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本ジムが定めるものとします。

【改定】

第23条

本規約の改定及び変更は本ジムにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。なお、本ジムが本規約の改定及び変更を行うときは当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

【附則】

第24条

本規約は2019年7月1日より施行する。

第25条

本規約は2026年2月12日改定、同日施行する。
本ジムは必要に応じて本規約を改定できるものとし、改定後の規約は当社ホームページまたは各店舗掲示等により告知した日から効力を生じる。

名称及び所在地

名称:株式会社船橋ロッキー

所在地:東京都港区港南5-4-38松岡品川埠頭ビル103